

令和元年11月第1回臨時会会議録

令和元年豊郷町議会11月第1回臨時会は、令和元年11月14日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	中 山 圭 史
保 健 福 祉 課 長	森 ちあき
医 療 保 険 課 長	西 山 喜代史
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範

地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
教 育 次 長	馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長	岡 村 浩 孝

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	山 口 昌 和
書 記	久 保 川 真 由 美

5、提案された議案は次のとおり

選挙第1号 豊郷町議会議長の選挙について
選挙第2号 豊郷町議会副議長の選挙について
総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会委員の選任の件
諸般の報告（総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会 正・副委員長互選の結果報告）
議会広報常任委員会委員の選任の件
諸般の報告（議会広報常任委員会 正・副委員長互選の結果報告）
議会運営委員会委員の選任の件
諸般の報告（議会運営委員会 正・副委員長互選の結果報告）
大滝山林組合議会議員の選挙について
諸般の報告（大滝山林組合議会議員互選の結果報告）
選挙第3号 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙について
選挙第4号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙について
選挙第5号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙について
選挙第6号 滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
議第61号 豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについて
議第62号 契約締結につき議決を求めることについて
《歌詰橋橋梁補修・補強工事請負契約について》
発議第3号 議員派遣の件

事務局長 おはようございます。

定刻前でありますけれども、皆様おそろいということで、これより4年間の新たな議会が始まりますので、恐れ入りますが、皆さんご起立をいただき、一同、礼の後に始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

一同、礼。ありがとうございました。

どうぞ、ご着席ください。

本日の議会は、先般の豊郷町議会議員一般選挙後、初めての議会でありますので、臨時議長が就任されるまでの間、事務局が進行をさせていただきます。

開会に先立ちまして、伊藤町長にご挨拶をお願いいたします。

伊藤町長 局長。

事務局長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、改めましておはようございます。初議会を招集しましたところ、議員の皆さんには公私何かとご多用の中、ご参集を賜りましてまことにありがとうございます。

去る10月20日に執行されました町議会議員選挙におきまして、町民の皆さんの期待を担ってめでたくご当選の榮譽を得られ、本日ここに、初議会にご出席をいただきました皆様に、謹んでご挨拶を申し上げる機会を得ましたこと、私の最も榮譽とするところでございます。今後は町政発展のため、皆さん方とともに頑張っていきたい、このような思いでございますので、どうか格別のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

そして、本日はまことにめでとうございます。これからも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、議員の皆様方より順番に、自席にて自己紹介をお願いしたいと思います。日比野議員からよろしくお願いいたします。

日比野議員 日比野雄二と申します。初めてですので、ご指導のほど、よろしくお願いいたします。

辻本議員 辻本勇です。よろしくお願いいたします。

中島議員 中島政幸です。どうぞよろしくお願いいたします。

村岸議員 村岸善一です。どうぞよろしくお願いいたします。

前田議員 前田広幸です。よろしくお願いいたします。

高橋議員 高橋直子です。よろしくお願いいたします。

北川議員 北川和利です。どうぞよろしくお願いいたします。

西澤博一議員 吉田の西澤博一です。どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

- 鈴木議員 9番、鈴木勉市でございます。よろしくお願いいたします。
- 西澤清正議員 雨降野の西澤清正でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 河合議員 河合でございます。よろしくお願いいたします。
- 今村議員 今村恵美子です。7カ月ぶりに、また議会に寄せていただきました。また、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局長 続きまして、執行部出席者の自己紹介をお願いします。堤教育長、お願ひいたします。
- 教育長 教育委員会教育長、堤清司です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局長 次に、北川総務課長よりお願ひいたします。
- 総務課長 総務課長の北川貢次です。よろしくお願いいたします。
- 企画振興課長 企画振興課長の清水です。よろしくお願いいたします。
- 住民生活課長 住民生活課長の長谷川です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 保健福祉課長 保健福祉課長の森ちあきです。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 医療保険課長 医療保険課長の西山喜代史と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 税務課長 おはようございます。税務課長の中山といいます。よろしくお願いいたします。
- 教育次長 皆さん、おはようございます。教育委員会事務局次長を仰せつかっております馬場と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 人権政策課長 皆さん、おはようございます。人権政策課の西山といいます。よろしくお願いいたします。
- 社会教育課長 皆さん、おはようございます。教育委員会事務局、社会教育課兼保健体育課長の岡村です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 産業振興課長 産業振興課長の山田篤史です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 社会教育課長 おはようございます。地域整備課長の山田裕樹です。よろしくお願いいたします。
- 上下水道課長 皆さん、おはようございます。上下水道課長の森本と申します。よろしくお願いいたします。
- 会計管理者 会計管理者の小西と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局長 最後に、議会事務局の山口です。よろしくお願いいたします。
- 本日の臨時会は、豊郷町議会議員一般選挙後初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。出席議員の中で西澤清正議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。
- 西澤清正議員、議長席の方へよろしくお願ひいたします。
- 西澤清正臨時議長 それでは皆様、改めて、おはようございます。今回、年長議員ということで

議長をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではこれより、令和元年11月第1回豊郷町議会臨時会を開会いたします。

(午前8時58分)

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。

よって、第1回臨時会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

議事の進行上、ただいまご着席の議席を仮議席といたします。

日程第2、選挙第1号豊郷町議会議長の選挙を行います。

議長選挙は投票にて行いますが、これに異議ありませんか。

議 員 異議なし。

西澤清正臨時議長 異議なしと認め、よって、選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

西澤清正臨時議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に日比野雄二君および辻本勇君を指名いたします。

それでは投票用紙を配ります。

事務局長 (投票用紙配付)

西澤清正臨時議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員 なし。

西澤清正臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

事務局長 (投票箱点検)

西澤清正臨時議長 異状なしと認めます。

それではただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

議 員 (投票)

西澤清正臨時議長 投票漏れはありませんか。

議 員 なし。

西澤清正臨時議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただいまより開票事務を行います。日比野雄二君及び辻本勇君、開票の立ち会いをお願いいたします。

事務局長 (開票)

西澤清正臨時議長 ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票結果報告、投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 票です。有効投票のうち、河合勇君 6 票、西澤清正君 6 票。

この選挙の法定得票数は 3 です。河合勇君と西澤清正君が同票になりました。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

河合勇君と西澤清正君が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは 2 回引きます。くじは 1 から 5 までの 5 本のくじ棒を使用し、2 回引きます。1 回目はくじを引く順番を決めるものであります。くじの番号の小さい方を 1 番、大きい方を 2 番といたします。2 回目はこの順によってくじの当選人を決定するためのものであります。くじの番号の小さい方を当選人といたします。

日比野雄二君、辻本勇君、くじの立ち合いをお願いいたします。

それでは、くじを引く順番を決めるくじを行います。河合勇君、西澤清正君、くじを引いてください。

(くじ引き)

西澤清正臨時議長 河合さんが 1 番で、次、私が 2 番ということで、以上のとおりです。まず初めに、河合さんから。

(くじ引き)

西澤清正臨時議長 くじの結果、河合さんが 4、私が 5 ということで。河合勇君が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

事務局長 (議場開放)

西澤清正臨時議長 ただいま、議長に当選されました河合勇君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選人の告知をいたします。

河合勇君、議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

河合議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの臨時会で皆様のご推挙によりまして、議長という重責を与えられたこと、ありがとうございます。議員一丸となって、皆様とともに力を合わせながら、議長職をしっかりと全うし、精進して参りたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

西澤清正臨時議長 それでは、これで仮議長は退席をいたします。

暫時休憩をいたします。

(午前9時18分 休憩)

(午前9時26分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。
ただいま西澤清正議員におかれましては、本当にご苦労さまでした。
議事日程について、お諮りいたします。
本日の議事日程について、お手元に配付いたしております議事日程を日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。
よって、お手元の議事日程を日程に追加することに決定いたしました。
追加日程第1、議席の指定を行います。
議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおりと指定いたします。

追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、日比野雄二君、2番、辻本勇君を指名いたします。

追加日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決しました。
追加日程第4、選挙第2号豊郷町議会副議長の選挙を行います。副議長選挙は投票にて行いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。
よって、選挙は投票によって行います。
議場の出入り口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は12名です。
次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に日比野雄二君及び辻本勇君を指名いたします。
投票用紙を配付します。

事務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

事務局長 (投票箱点検)

河合議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

議員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

ただいまより開票事務を行います。日比野雄二君及び辻本勇君、開票の立ち会いをお願いいたします。

事務局長 (開票)

河合議長 それでは、ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票結果ですけれども、投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。
有効投票のうち、西澤博一君6票、今村恵美子君6票。

この選挙の法定得票数は3票です。西澤博一君と今村恵美子さんが同数となりました。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

西澤博一君と今村恵美子さんが議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。くじは1から5までの5本のくじ棒を使用し、2回引きます。1回目はくじを引く順番を決めるものであります。くじの番号の小さい方を1番、大きい方を2番といたします。2回目はこの順序によってくじ引きを引き、当選人を決定するためのものであります。くじの番号の小さい方を当選人といたします。

日比野雄二君、辻本勇君、くじの立ち会いをお願いいたします。

(くじ引き)

河合議長 くじ引きの結果を発表いたします。まず1番目に西澤博一議員、2番目に今村恵美子さん。くじを引いてください。

(くじ引き)

河合議長 くじの結果を報告いたします。
くじの結果、今村恵美子さんが当選人と決定いたしました。
議場の出入り口を開きます。

事務局長 (議場開放)

河合議長 ただいま副議長に当選されました今村恵美子さんが議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

今村恵美子さん、副議長当選の承諾及び挨拶を願います。

今村副議長 今回、副議長の職をあずかることになりました。議長の補佐として、また議会の皆さんの総意を大切に、議会と執行部が力を合わせて豊郷町をよくしていくために、私も微力ながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

河合議長 ここで、執行部の皆様をお願いをいたします。

これより議会の委員会構成や一部事務組合選出議員の選挙などが主要議題となりますので、この後提出議案を控えている課長以外の課長の皆さんには退席をお願いしたいと思います。退席の間、暫時休憩といたします。

暫時休憩の間、全員協議会を開催いたします。議員の皆さんは議員控室にお集まりください。

(午前 9時38分 休憩)

(午前10時03分 再開)

河合議長 再開いたします。

追加日程第5、総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認め、総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

総務産業建設、文教民生及び予算決算常任委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長の互選のため委員会を招集します。指定の場所に参集を願います。なお、正副委員長互選の結果を議長までご報告をお願いいたします。委員会開催指定場所は議員控室とし、最初に総務産業建設常任委員会、その後、文教民生常任委員会、その後、

予算決算常任委員会を順次開催いたしたいと思います。

委員会開催に伴い、事務局職員の出席を求め、委員会開催のため暫時休憩といたします。

(午前 10 時 04 分 休憩)

(午前 10 時 54 分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

追加日程第 6、諸般の報告をいたします。

総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務産業建設常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により村岸議員、副委員長には同じく選挙により前田議員です。

文教民生常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により北川議員、副委員長には同じく選挙により日比野議員です。

予算決算常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により西澤博一議員、副委員長には同じく選挙により日比野議員です。

以上のとおりですので、よろしく願いいたします。

日程第 7、議会広報常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会広報常任委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、委員長・副委員長の互選のため委員会を招集しますので、議員控室にご参集願います。なお、正副委員長の互選の結果を議長までご報告願います。

委員会の開催に伴い、事務局職員の出席を求めます。

委員会開催のため、暫時休憩といたします。

(午前 10 時 56 分 休憩)

(午前 11 時 25 分 再開)

河合議長

それでは、再開いたします。

追加日程第 8、諸般の報告をいたします。

議会広報常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により村岸議員、副委員長には同じく選挙により、前田議員です。

以上の報告のとおりです。よろしくお願いいたします。

追加日程第 9、議会運営委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任の件については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

河合議長

ご異議なしと認め、議会運営委員会委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、議会運営委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、委員長、副委員長互選のため委員会を招集しますので、議員控室にご参集を願います。なお、正副委員長互選の結果を議長までご報告願います。

委員会の開催に伴い、事務局職員の出席を求めます。

委員会開催のため、暫時休憩といたします。

(午前 11 時 25 分 休憩)

(午前 11 時 36 分 再開)

河合議長

再開いたします。

追加日程第 10、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会の正副委員長は、委員長には選挙により西澤博一議員、副委員長には、同じく選挙により村岸議員です。

以上の報告のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

追加日程第 11、大滝山林組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

選挙は、大滝山林組合規約に基づき、第 3 条の地域内に住所を有する 20 歳以上の者から 1 名を選出することになっています。この規約の地域は雨降野、八町、八目、石畑、四十九院であり、その対象者で互選します。対象地区の議員各位は議員控室にご参集願います。

大滝山林組合議会議員の互選のため、暫時休憩いたします。

(午前 11時37分 休憩)

(午前 11時40分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

追加日程第12、諸般の報告をいたします。

先の大滝山林組合議会議員の選挙の結果は、村岸議員が当選されました。大滝山林組合議会議員に当選されました村岸議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第13、選挙第3号彦根市・犬上郡営林組合議会議員の選挙を行います。選挙は投票で行いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に日比野雄二議員及び辻本勇議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

事務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

事務局長 (投票箱点検)

河合議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

議員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。日比野雄二議員及び辻本勇議員、開票の立ち合いをお願いいたします。ただいまより開票事務を行います。

事務局長 (開票)

河合議長 ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票結果、有効投票のうち中島政幸議員 6 票、高橋直子議員 6 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。中島議員と高橋議員が同数となりました。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

中島議員と高橋議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは 2 回引きます。くじは 1 から 5 までの 5 本のくじ棒を使用し、2 回引きます。1 回目はくじを引く順番を決めるものであります。くじの番号の小さい方を 1 番、大きい方を 2 番といたします。2 回目はこの順序によってくじ引きを引き、当選人を決定するためのものであります。くじの番号の小さい方を当選人といたします。

日比野議員、辻本議員、くじの立ち合いをお願いいたします。

くじを引く順番を決めるくじを行います。

(くじ引き)

河合議長 くじ引きを引く順番が決定しましたので報告します。まず初めに中島議員、次に高橋議員。

(くじ引き)

河合議長 くじの結果を報告します。

くじの結果、高橋議員が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

事務局長 (議場開放)

河合議長 ただいま彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました高橋議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程第 14、選挙第 4 号湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票で行いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。

よって、選挙は投票によって行います。

議場の出入り口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は 12 名です。

次に、立会人指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に日比野議員及び辻本議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

事務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

なお、この湖東広域衛生管理組合の選出議員は2名であります。よって、高点得票数の多い2名が選出されます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

事務局長 (投票箱点検)

河合議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番から順番に投票をお願いします。

議員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。日比野議員及び辻本議員、開票の立ち会いをお願いいたします。開票事務を行います。

事務局長 (開票)

河合議長 ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。有効投票のうち日比野議員6票、前田議員6票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、日比野議員と前田議員が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

事務局長 (議場開放)

河合議長 ただいま湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました日比野議員と前田議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第15、選挙第5号彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。選挙は投票で行いますが、これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。
よって、選挙は投票によって行います。
議場の出入り口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は12名です。
次に、立会人指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に日比野議員及び辻本議員を指名いたします。
投票用紙を配ります。

事務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。
なお、この彦根愛知犬上広域行政組合の選出議員は2名であります。よって
高票得票数の多い2名が選出されます。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

事務局長 (投票箱点検)

河合議長 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

議 員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議 員 なし。

河合議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。日比野議員及び辻本議員、開票の立ち合いをお願いいたします。
開票事務を行います。

事務局長 (開票)

河合議長 ただいまの選挙の結果を報告いたします。
投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票です。有効投票のうち、北川議員6票、西澤清正議員6票。以上のおりであります。
この選挙の法定得票数は2票です。したがって、北川議員と西澤清正議員が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

事務局長 (議場開放)

河合議長 ただいま、彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました北川議員と

西澤清正議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩いたします。

(午後0時01分 休憩)

(午後1時07分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

追加日程第16、選挙第6号滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、滋賀県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、関係市町の議会の議員ならびに町長及び副町長のうちから、関係市町の議会において1人を選挙することとなっています。

なお、町長につきましては滋賀県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長であり、副町長につきましては現在不在であるため、議会議員の中から1人を選挙することとなります。選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に日比野議員及び辻本議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

事務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

事務局長 (投票箱点検)

河合議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

議員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議 員 なし。

河合議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。日比野議員及び辻本議員、開票の立ち会いをお願いいたします。ただいまより開票事務を行います。

事務局長 (開票)

河合議長 ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票 0 表です。有効投票のうち、中島政幸議員 6 票、鈴木勉市議員 6 票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。中島議員と鈴木議員が同票となりました。この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規定は、公職選挙法第 95 条第 2 項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

中島議員と鈴木議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは 2 回引きます。くじは 1 から 5 までの 5 本のくじ棒を使用し、2 回引きます。1 回目はくじを引く順番を決めるものであります。くじの番号の小さい方を 1 番、大きい方を 2 番といたします。2 回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものであります。くじの番号の小さい方を当選人といたします。

日比野議員、辻本議員、くじの立ち会いをお願いいたします。

くじを引く順番を決めるくじを行います。中島議員、鈴木議員、くじを引いてください。

(くじ引き)

河合議長 くじ引きを引く順番が決定いたしましたので、報告します。まず初めに鈴木議員から、次に中島議員、以上のおりです。

(くじ引き)

河合議長 くじの結果を報告いたします。くじの結果、中島議員が当選人と決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

事務局長 (議場開放)

河合議長 ただいま、滋賀県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中島議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第 17、議第 61 号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、前田広幸議員の退場を求めます。

前田議員 (退場)

河合議長 町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第61号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

このたびの監査委員の選任同意につきましては、議員の任期満了に伴いまして、新たに議員の中から選任をするものであります。今回、豊郷町監査委員の議選監査委員として選任の同意を願いたいのは、住所、豊郷町大字四十九院374番地4、氏名、前田広幸氏、生年月日、昭和46年6月10日生まれであります。

地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

河合議長 これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第61号豊郷町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり同意されました。
前田議員の入場を許します。

前田議員 (入場)

河合議長 日程第18、議第62号契約の締結につき議決を求めることについてを議題といたします。
町長、提案理由の説明求めます。

伊藤町長 議長。

河合議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第62号についてご説明申し上げます。

令和元年度、工事第8号歌詰橋橋梁補修・補強工事の入札を、令和元年10月30日に条件付き一般競争入札により執行し、所在地、滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南193番地、名称、丸橋建設株式会社、豊郷営業所所長、丸橋照久と請負契約金額3億745万円で仮契約を締結し、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

河合議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

高橋議員 はい、議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは議第62号契約の締結についての議決について、質疑をさせていただきます。

まず、私、入札結果調書をホームページから引いてみました。その結果、辞退の方が続出しておりまして、8者に声をかけられて6者が辞退をなさっています。2者での競争となったわけなんですけれども、辞退の理由などを議会に報告していただだけませんか。どのような理由で辞退が続出しているのかをつかんでおられるのかということです。そして、2者のみの競争になったことをどのように町としては受けとめておられるのか、よろしくお願いします。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、6番高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、辞退の理由につきましては、辞退届を見ておりますと、6者とも全て「都合により」ということでしたので、町といたしましては、それ以上の詮索というか、調査はしておりませんので、都合によるということでございます。あと、2者での入札ということですが、もともと橋梁につきましてはできる業者も少ないということと、あと、県内いろいろなところの状況を見ておりますと、入札そのものに参加をしていただける方がわりと少ないとか、落ちていないとかいうことがありますので、逆に言いますと2者あってよかったというようなことになりますので、そういう理解をしております。

以上です。

河合議長 高橋議員、再質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 先ほど、辞退の理由は「都合により」という一言で終わっておられるんです

けれども、昨今、入札が本当に、仕事が欲しいという方がこうやって入札の、町の業者として登録をされていると思うんです。にもかかわらず、このように少ない中で、そして理由も、ただ、参加しなかった。都合によりだけで終わっていますけれども、不自然だな、どうして仕事に意欲を見せないんだろうなどということをお感じにならなかったのか。そして、町としては辞退を続けた業者には、今後、何らかのペナルティとか、そういうことは考えておられるのかどうかをよろしくお願いします。そして、町内業者におきましてはこの丸橋さんだけがこういう技術を持っておられるということの理解でよろしいでしょうか。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

まず1点、最初に申し上げておきますと、今回の入札につきましては条件付き一般競争入札ということで、指名ではございませんので、業者の方から参加したいということで手を挙げてこられたということです。あと、先ほど都合によりとお答えしましたが、聞いておるところによると、ほかの工事の落札とかができたせいで、技術者が足りなくなつたとかいう理由で辞退というところもあるようには伺っております。特に不自然とは感じておりません。あと、辞退を繰り返したところにペナルティはということでしたけれども、今回の業者さんにつきましては、そのように毎回毎回辞退をされておられるわけではございませんので、特にペナルティの方は考えておりません。

以上です。

河合議長 高橋議員、再々質疑はありますか。

高橋議員 はい。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 今までの町の答えとしましては、町内業者も育てていくということをおっしゃっていましたので、先ほど、町内においてはこの技量の持ち主はこの会社だけかということをお聞きしたんですけれども、その答えがありませんでしたので、お願いします。そして、意欲を見せて手を挙げてきた業者、全てそうだったんだという理解でよろしいのでしょうか。そして結果として2者しか応札しなかった。このことについてもう少し詳しく、町としてどう捉えているかをお願いします。しゃあないわなど、まだ2者あったで、それでよかったな。こういう結果だけの論議なんではないでしょうか。入札、本当に今、よその自治体でも競争があまり働いていないなとか、応札する者が少なくなっているという傾向がよく見られていますので、町民としては、やっぱり適正価格で、そしてちゃ

んとした仕事がしてもらいたいというのが町民の感情だと思いますので、町民に対しての説明ということで、よろしくをお願いします。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、高橋議員の再々質疑にお答えをします。

町内の業者につきましては、今回の工事につきましては参加できる条件として、土木一式のほかに橋梁の上部工事というものの資格がないとできませんでしたので、それを持っておられるのは丸橋さんということでございました。あと、意欲があるとかいうところと辞退の関係ですけれども、これは1回目にお答えしたとおりということでございます。

以上です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 それでは、議第62号契約締結の議決について、4点質問いたします。

1点目、今回のこの条件付き一般競争入札におきましては、予定価格が3億1,109万1,000円となっておりますが、これは事前公表だったのか事後公表だったのか。そして落札率は幾らだったのか教えてください。

それから、入札比較価格ということで、2億8,281万というのも、結果調書には書かれておりますが、これはどういう算定なのか、最低制限価格、こういったのとの絡みで、どういうふうな金額としてこれは算定されて設定されているのか説明してください。これが1点目。

2点目、この条件付き一般競争入札で執行されています。この入札条件、先ほど課長の方から説明がありましたが、これは、県のそういうランクづけの中からいろいろそういうのを引き出して、出てきているものだと思いますが、これに、対象になる業者は、町としてもどれぐらい対象業者が、県のそういった登録の中にあるのかということも知っていると思いますので、何者が対象となった条件付き一般競争入札なのかを説明してください。

そして今回、この入札に応札をしようと思って、少なくともこの8者は事前に設計仕様書等の入手をされているわけですよ。その設計仕様書というのは、ここは8者しか出てないんですけど、どのくらい町に問い合わせがあって、この入札の内容を、うち、仕様書については売っておられるのかな、価格でしておられるのか、問い合わせがあったと思うんですが、そういう仕様書はどのくらい、幾らで提供しているのか、そういった中で事前にいろいろな質問もできる

ようになっていますし、いろいろなことが入札までにはありますよね、業者自体の取り組みとしても。この中で8者が入札に参加をするという形で、そのうちの2者しか現実的には入札をしなかったわけですけども、やはりこう見るとすごく、競争性がここには欠けているなと思うんですけども、今後こういった、多額の税金を使った公共工事なので、競争性を高めていくという観点では、今後どういう工夫が必要だと担当課では考えているのか。競争性、公平性、公正性、いろいろな面の、入札の改善は当然されることと思うんですが、そういった面で、今回のこの応札状況を見て、今後の入札に関してはどういうことを改善された方がいいと考えているのかを説明してください。

それから先ほど課長がおっしゃっていたように、今回は橋梁工事ですね。これはやはり、どの工事の中でも難易度があるんだろうなと私も思います。この落札した丸橋建設株式会社が、過去において橋梁工事を何件、実績としてやっておられたのか、その件、その実績も説明をお願いいたします。

以上です。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番今村議員のご質疑にお答えをいたします。

まず最初、予定価格ですけども、これにつきましては事前公表でございます。次に、落札率については98.8%です。それと、次の入札比較価格というものにつきましては、予定価格は消費税を含んだ金額が書いています。それですけども、入札書には消費税抜きの金額を書いていただくというルールになっていますので、その入札書を見たときに税抜きの価格と見比べやすいようにということで、あえて税抜きの金額を書いておりますのが、これが入札比較価格の意味でございます。

次に、県の対象の業者は何者あるかということでしたけれども、私も詳しくは、今、資料も持っておりませんし、わかりませんが、大体20ぐらいはあったんじゃないかというふうな記憶をしております。

次に、仕様書についてですけども、まず、告示をしました後、設計図書についてはすぐ配布をしまして、それで応札というか、入札に参加するかどうかという資格申請をしていただくんですけども、それをしていただいて合格というか、された方に仕様書を配布しているというようなことで、流れになっています。

次に競争性についてですけども、議員もおっしゃっていただきましたように、今回の工事は橋梁ということで、非常に特殊な技能の要る工事になってお

りますので、一般土木の場合ですとこういうこともあまり起こらないと思っておりますけれども、ちょっと今回は、あくまで特殊な工事やということで、特殊性が出たのかなと思っております。

それと最後に丸橋さんの実績につきましてですけれども、資格申請の中には工事の実績等も挙げていただいておりますけれども、特に橋梁を何件やったとかいうのは添付の必要がありませんでしたので、全体で何件やっておられるかというところまでは把握していないというようなことでございます。

以上です。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 再質疑します。入札、応札件数が少ないということの、競争性のないことに対する改善はどうしていくのかというのは答えてくれなかったんやけど、含めてもう一遍言いますわ。

今回のこの工事で、伊藤町政になって予定価格の事前公表というのをずっとやっておられますけれども、私は一般競争入札においては事前公表じゃなくて事後公表、近隣でもそういうところの方がほとんどですので、そういうふうに改善することの方が、より競争性は増していくんじゃないかなと思います。それと、私が仕様書と言ったのは、設計図書を対象に、そういう告示をするから、いろいろな会社の人たちはそれを見るわけやから、それで設計図書の購入をされたのは、うちは設計図書に関しては、データでばーんとパソコンで送っているんですか。どういう形にしているんですか。私、以前、いろいろなことを含めて電子入札なども経費の削減にもなるし、役場まで何遍も業者に来てもらわん方が、お互いに顔も見合わせないと、入札方法も変えた方がいいという、いろいろ提案してきたんですけれども、一向に改善がされていないなという感じがするんですが、この高落札率、98.8%について、これは一般的に公正取引委員会のそういう、私も裁判でお聞きしましたけど、95%以上というのは談合の疑いがあるとか、よく言われます。でも今回、この2者応札でこういう金額が出てくるわけですけれども、これに対して、公共工事は町民の皆さんの、やっぱり血税で行う工事なんですけど、改善をするということを進めていかなくては透明性も見えてきませんし、工事自体の問題も改善はされないんじゃないかなと思うんですが、丸橋建設さんは橋梁工事の案件をやったという実績報告もなしに、こうやって98.8%で落ちるといのはね、やっぱり疑念を持つ町民がいておかしくないんですよ。そういうのを議会に諮っておられるわけですから、どういうふうに公共工事の受注に関して、適正な入札行為を進めていく

のかということ、ちゃんと担当課なり町長も言っていたかかないと、なかなか町民に対して説明責任は果たせないなという感じがするんですが、答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番今村議員の再質疑にお答えをいたします。

事後公表の件につきまして、事前にした方がということでしたけれども、従来議会でも。

今村議員 事後公表にしたらということ。事前よりも事後がいいって言ってるの。

企画振興課長 失礼しました。言い間違いです。事後公表にした方がいいのではないかと、うようなご指摘でしたけれども、過去の議会から何度も申し上げておりますとおり、本町におきましては、以前、予定価格の漏えいの事件等もございまして、それに対策という形のために、今、事前を行っているということですので、あくまでも談合防止策やということでご理解をいただければと思います。あと、設計図書につきましては役場窓口での配付になっております。

次に、高落札率についてですけれども、これも先ほど申し上げましたとおり、やはり橋梁ということで、今、なかなか橋の工事そのものに応札をしていただける業者さんも少ない状況になっております。そういった中で、応札業者が少なかったことが原因として、落札額も少し高くなってきたということで、これもいたし方ないのかなと考えております。また、少しでも安く契約した方がというご指摘もいただきました。確かにおっしゃるとおり、私たちも町の皆さんの税金を扱っておりますので、少しでも安い方がいいとは思っておりますけれども、一方で、今、国の方では工事業者さんで働く社員の給料の確保でありますとか休みの確保というところで、あまり安く設定し過ぎてもだめなので、少し高めに持っていくような全国的な流れもございまして、そういうことも勘案しましてやっておりますので、また今後、国やら県の動向を注視しながら、改善できるところは改善していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん、再々質疑です。

今村議員 今回のこの議案の、やはり最大の問題点は高落札率ですよ、98.8%。だからこれは、先ほど課長が、全国的には、そういった人件費等資材費、いろいろなことを言って、それはね、やっているところはあるんだ、公契約条例とい

うのをつくって、下請けをたたかないというやり方ね。だからちゃんと人件費は、下請け、孫請け、孫孫請けになっても人件費は変えない。材料費も変えないとかね、一般管理費でピンハネするからどんどん減っていくわけじゃないですか、だからそういうのは公契約条例をつくれれば、もう実施している県もありますけど、豊郷でもそういったことは保全できるんですが、それよりも、やはりこの競争性というのが担保されていないというのが私は一番の問題だと思うんです。町内業者の丸橋建設が落札をされていますが、そういった中で、この橋梁事業の件数がなくても落札できるというのはどういう担保があるのかなと。あるかどうかわからないけど入っていますというのは、下請け出して、そこに橋梁部門の、そういう専門的なところは全部丸投げするのかなと、一瞬そういうふうにも感じましたが、やはりきちっとした工事をしてもらうためには、やはりそういう専門性のある業者を集めてくるということで、この条件付き一般競争入札にされていると思うんですけども、こういったことをやはり丁寧になってもらわないと、設計図書を取りに来たから、その中から来てもらってやってもらったらいいだろうというやり方では、今の時代、公共工事も長寿命化で、ずさんな工事ではすぐに傷んだりしますから、長く使える、しっかりとした工事をしてもらうという観点に立った工事契約をしていかなあかんわけじゃないですか。そういう点ではまだまだ、この一般競争入札の改善点は多々あると思うんですが、今後、改善するとしたら、うちの町として、この間条件付き一般競争入札でやった工事もあります。丸橋さんについてもやった工事ありますけれども、いろいろな問題も起きました。そういったことを含めて、今後、豊郷町民の皆さんに不信を持たれないようにするためにはどういうことを改善されるんですか。具体的に、私は随分提案をしてまいりましたが、その提案がほとんど生かされていないなというふうに感じるんですが、どういう点で改善をして、適正な公共工事、入札にしていこうと考えておられるのか、最後に説明してください。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番今村議員の再々質疑にお答えをしたいと思います。

まず、高落札率のことにつきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、今回の工事につきましては非常に特殊な橋梁の工事ということがございましたので、応札業者も少なく、どうしても落札額が高どまりしてしまったということになると考えております。一般土木とかですと応札業者も多くなりますので、一定の落札率を出してくるのではないかと考えております。また、丸橋建設さ

んの実績を把握していないというようなご質疑もありましたけれども、実績を把握していないといいますか、条件としましては、10年以内に元請けとして5,000万円以上の公共工事を請け負った業者でないと応札できないというような条件をつけておりました、これにつきましては、しっかりとこの実績書も出しておられますので、5,000万円以上の公共工事に入っておられたという実績の書類を確認しております。ただ、先ほど私が答弁申し上げたのは橋梁の工事を何件やっておられるかというご質疑でしたので、そこについては、ちょっと把握をしてないというようなお答えをさせていただきましたもので、決していい加減な審査をしているわけでもないというようなことをご理解を願えたらと思います。

また、最後に入札の制度の改革というか改善につきましても、議員の提案もお聞きをしておりますし、また、私も国、近畿地方整備局でありますとか、県の契約の審議会等にも出席もしておりますので、また、その動向を踏まえつつ、豊郷町に生かせる部分は生かして行って、より透明性の高い入札制度にしていければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

河合議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

議員 なし。

河合議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第62号契約の締結につき議決を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

河合議長 全員起立であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19、発議第3号議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

発議第3号議員派遣につきましては、議員が議会を代表し、一部や全員で研究会や会議に参加する場合には、議会の議決が必要ですので提案するものがあります。お手元に配付の議員派遣の件のとおり実施いたしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

議 員 なし。

河合議長 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和元年11月第1回臨時議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後1時49分 閉会)